

随意契約理由書

件名	西部処理場 1号消化ガス精製装置冷却装置改修
契約の相手方	株式会社 神鋼環境ソリューション
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の13第1項2号に該当する
随意契約の理由 今回改修を行う消化ガス精製装置は、西部処理場で発生する消化ガスから二酸化炭素や硫化水素等の不純物を取り除き、こうべバイオガスに精製する装置である。また、こうべバイオガスは消化タンク加温ボイラー用燃焼ガス等の他にも、処理場消費電力の約 1/4 を担っている消化ガス発電設備の燃料として利用している。 本改修では、消化ガス精製装置の補機である冷却装置の熱交換器取替えを行うものである。 消化ガス精製装置は2014年度の竣工より(株)神鋼環境ソリューションが一貫して設計、および保守メンテナンスを行っており、また特許に関わる技術的要素があることから、他の事業者では施工後のアフターメンテナンスを担保出来ない。 従って、本業務の施工に必要な不可欠な技術を有し、確実に業務を履行できるのは、当該設備の製造業者である(株)神鋼環境ソリューション以外にはないため、随意契約を行うものである。	
担当部署 (問合せ先)	建設局 中央水環境センター 施設課 施設係 (電話番号 641-2400)